

IPv4のポリシーの改定履歴

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-00866.html> (発効日 : 2002/12/13)

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-00921.html> (発効日 : 2001/04/01)

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-00931.html> (発効日 : 2001/04/01)

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-00939.html> (発効日 : 2004/08/18)

- ・料金体系変更(割り当て手数料廃止・割り振り手数料導入)

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-00957.html> (発効日 : 2004/11/15)

- ・初回割り振り基準の緩和および最小割り振りサイズの/20から/21への変更に伴う記述の変更
- ・IPアドレス管理指定事業者管理下にある[ネットワーク情報]中のm.[運用責任者]の定義の変更

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01004.html> (発効日 : 2005/03/22)

- ・レジストリシステムリリースに伴うWHOIS表示内容変更に伴う文書変更
- ・その他文言変更

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01041.html> (発効日 : 2005/12/25)

- ・IXP向けプロバイダ非依存アドレスのグローバルな経路広告はこれまで認められていなかったが、今後当該アドレスの経路広告はIXP事業者の裁量に委ねる。IXP利用者に対しては当該アドレスの経路広告に関する裁量は委ねられない。

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01080.html> (発効日 : 2008/09/15)

- ・IPv4アドレスの初回割り振り基準の変更(直後/23→/24、1年後/22→/23)
- ・IPv4最小割り振りサイズの変更(/21→/22)

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01111.html> (発効日 : 2011/04/29)

- ・/8相当の最後のAPNICにおけるIPv4アドレス在庫からの分配方法の定義を追記

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01112.html> (発効日 : 2011/08/01)

- ・JPNICがIPv4アドレス空間の譲渡を認める場合を「IPv4アドレス空間の移転」と定義し、JPNICと契約締結している組織間のIPv4アドレスの移転を認める
- ・最小移転単位は/24とする

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01119.html> (発効日 : 2011/10/03)

- ・ APNIC31におけるコンセンサスに基づく変更
 - 「APNIC地域における最後の/8在庫」からのIPv4アドレスの分配に関する変更
 - 在庫枯渇後にJPNICへ返却されたIPv4アドレスは最後の/8在庫からの分配ポリシーに基づいた分配管理を適用
 - その他、在庫枯渇後のポリシーに合わせた表現の修正等

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01143.html> (発効日 : 2013/06/03)

- ・ Inter-RIR transfer導入に伴う変更
 - JPNIC契約組織間移転(従来の移転)と国際移転の定義
 - JPNIC契約者間の移転要件の変更(国際移転を行ったアドレスを移転する場合)
 - 国際移転要件の定義

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01193.html> (発効日 : 2014/07/01)

- ・ 「/8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫」以外のIPv4アドレス在庫の分配に関する記述の追加